

第2期  
市川市子ども・子育て支援事業計画  
[改訂版]

令和5年3月  
市川市





# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景.....	2
2 計画策定の趣旨.....	3
3 計画の位置付け.....	4
4 計画の期間.....	4
5 見直しの概要.....	5
6 計画の策定体制.....	6
7 計画の対象.....	7
<b>第2章 子ども・子育てを取り巻く現状</b> .....	<b>9</b>
1 市川市の状況.....	10
2 アンケート調査結果からみえる現状.....	20
3 第2期計画策定に向けた課題.....	33
<b>第3章 計画の基本理念、基本目標</b> .....	<b>37</b>
1 基本理念.....	38
2 基本方針.....	39
3 基本目標.....	40
4 計画の体系.....	43

## 第4章 教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期..... 45

- 1 教育・保育提供区域の設定..... 46
- 2 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育..... 48
- 3 地域子ども・子育て支援事業..... 56
- 4 量の見込みの算定に当たっての考え方..... 69
- 5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保..... 74
- 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保..... 74
- 7 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の  
円滑な利用の確保..... 75
- 8 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携..... 76
- 9 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な  
雇用環境の整備に関する施策との連携..... 81

## 第5章 計画の展開..... 83

- 1 進行管理計画..... 84
- 基本目標1 子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を支える仕組みの充実..... 85
- 基本目標2 乳幼児期の教育・保育の充実..... 88
- 基本目標3 地域における子育て支援の充実..... 90
- 基本目標4 子どもと子育て家庭の健康づくり..... 100
- 基本目標5 配慮を要する子ども・子育て家庭への支援..... 106
- 基本目標6 仕事と子育ての両立支援..... 111

## 第6章 計画の推進..... 113

- 1 計画の進捗管理..... 114
- 2 市民や関係機関との連携..... 117

## 資料..... 119

- 1 市川市子ども・子育て会議条例 平成25年条例第13号..... 120
- 2 委員名簿..... 122
- 3 審議経過..... 125



# 第 1 章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。



また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んできており、学校や学びの在り方など新たな局面を迎えています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育ちを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

しかしながら、25歳から44歳の女性就業率の上昇や、それに伴う保育の申込者数の増加などにより、平成31年4月時点の全国の待機児童数は1万6,772人と減少傾向となっているものの、保育を必要とするすべての子ども・家庭が保育サービスを利用できていない状況です。

待機児童の解消は待ったなしの課題であり、国では平成29年6月に『子育て安心プラン』を公表し、平成30年度から令和4年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成30年9月には、『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

## 2 計画策定の趣旨

本市においては、『子ども子育て支援法』に基づき平成 27 年 3 月に『市川市子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。

市川市の基本的指針である、市川市総合計画では、将来都市像「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」の実現に向けて、「真の豊かさを感じるまち」、「彩り豊かな文化と芸術を育むまち」、「安全で快適な魅力あるまち」、「人と自然が共生するまち」、「市民と行政がともに築くまち」の5つの基本目標のもと、まちづくりの目標の一つとして「真の豊かさを感じるまち」を掲げ、安心して子どもを産み、健やかに育てられる環境づくり、一人ひとりの個性を尊重し、豊かな感性と創造力を持った子どもを育てる教育環境の整備を進めています。

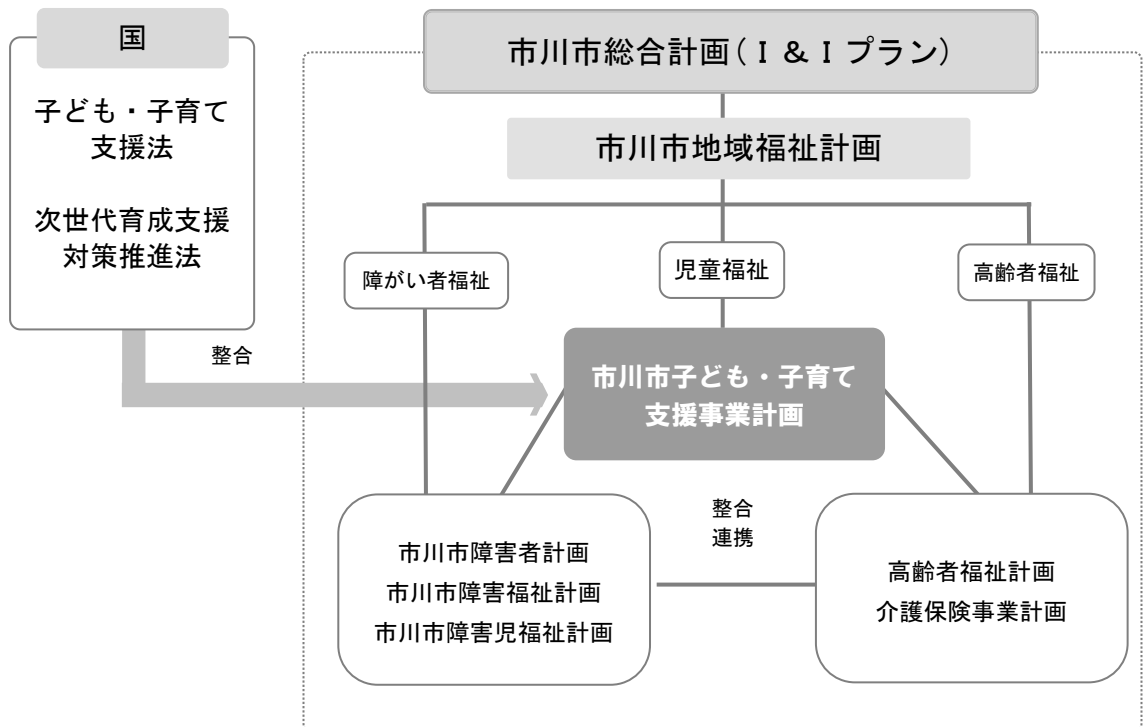
本市では、「子どもが育ち、子どもを育て合うまちづくりをめざして」を基本理念として、地域社会が一体となって「市川っ子」を育てていくという考えのもと、子どもとその家庭を支え、子育てに不安や負担ではなく、喜びや生きがいを感じることができ、また、すべての子どもが大切にされ、健やかに成長できる取り組みを進めています。

この度、『市川市子ども・子育て支援事業計画』が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため『第2期市川市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実をめざしていきます。

### 3 計画の位置付け

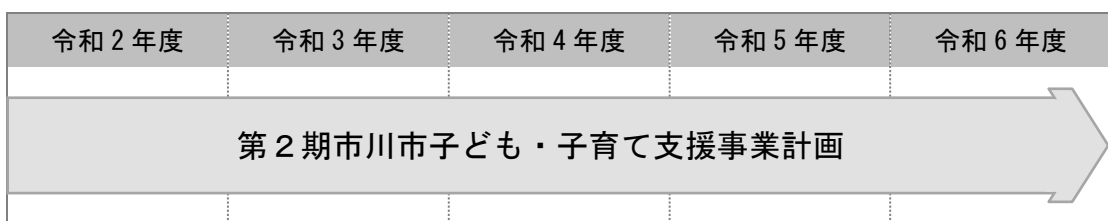
本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

また、本計画は、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を一体的に策定するものであり、市川市総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけます。



### 4 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、市町村は令和2年度から5年間で1期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。





## 5 見直しの概要

本計画の中間年となる令和4年度において、当初計画の策定時に比べ、教育・保育の「量の見込み」と実態との間に乖離が生じていることから、見直しを行いました。

## 6 計画の策定体制

### (1) 市民ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子ども・子育て支援事業に係る基礎調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。

#### ① 調査対象

就学前児童（0～5歳）の保護者から 4,500 世帯、小学生（1～6年生）の保護者から 2,500 世帯、合計 7,000 世帯を無作為に抽出し、さらに窓口に来訪した妊婦に対して実施しました。

#### ② 調査期間

- ・就学前児童、小学生の保護者

平成 30 年 11 月 20 日から平成 30 年 12 月 20 日

- ・妊婦

平成 30 年 11 月 19 日から平成 30 年 12 月 20 日

#### ③ 回収状況

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	郵送による配布・回収	4,500 通	2,574 通	57.2%
小学生の保護者	郵送による配布・回収	2,500 通	1,332 通	53.3%
妊婦	窓口にて配布・郵送回収	394 通	43 通	10.9%

### (2) 市川市子ども・子育て会議による審議

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「市川市子ども・子育て会議」を設置し、計画の策定・進捗管理などについて協議しました。

### (3) パブリックコメントの実施

令和1年12月～令和2年1月に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。

## 7 計画の対象

本計画は、本市に生活する18歳未満の子どもとその育成に関わりのあるすべての人々・関係する機関等を対象とするものです。

